

## 第2期子ども・子育て未来プラン骨子素案について

## 1、関係法案

子ども・子育て未来プランは、①子ども・子育て支援法に係る子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）、②次世代育成支援対策推進法に係る市町村行動計画（以下「市町村行動計画」という。）、③子どもの貧困対策の推進に係る法律に係る子供の貧困対策に関する大綱（以下「貧困対策大綱」という。）の3つの国の指針を基礎として策定していたが、第2期子ども・子育て未来プラン（以下「次期計画」という。）の策定では、これら施策と密接に関連している市子どもの権利条例に係る行動計画（以下「権利行動計画」という。）も統合とした。

## 2、計画構成について

## ア 第1章

第1期子ども・子育て未来プラン（以下「現行計画」という。）では、第1章に計画の背景や趣旨、市での位置づけや計画期間を定めているが、次期計画の策定に係る背景や今後の体制について集約するため、現行計画の第2章の4「前計画の進捗状況」及び第6章「計画の推進体制や進捗管理」を第1章にまとめる。

## イ 第2章

第2章では現行計画と同じく、当市の子育て支援施策の現状について様々なデータの掲載を行う章とする。掲載するデータについては第3章からの施策展開へ繋がるよう、以下について追加する予定。

- ・ひとり親施策へ繋がるよう離婚率等のデータ
- ・貧困対策や虐待対策への施策へ繋がるよう子ども・子育て総合センターの各種データ
- ・平成31年度に実施する子どもの貧困に係る生活実態調査結果

## ウ 第3章

計画の構造（基本理念・目標・基本方針・体系）について記載。基本的には現行計画と同じつくりとするが、言葉づかいについて分かりやすく平素なものとする予定。

## エ 第4章

現行計画について基本方針1から基本方針6は市町村行動計画、基本方針7については貧困対策大綱の事業で構成されているが次期計画についても同様の基本方針を策定。さらに基本方針8に権利行動計画を追加する。

また基本方針が8となることで、これら基本方針を構成する各課事業について100を超えるため統廃合し整理する予定。

## オ 第5章

現行計画と同じく、子ども・子育て支援事業で定めるよう求められている「教育・保育提供区域の設定」「教育・保育事業の量の見込みと確保方策」「地域子供・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」「教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保」の4項目について記載予定。一部項目の名称については現状の市内施設に合わせて修正する。

「産後の休業及び育児終業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保について」は任意記載事項となり、現行計画では記載していたが、入園点数に加点するなど対策が進んだことから第4章への統合とし、対策の求められている児童虐待防止対策についての記載に修正を行う予定。

第2期子ども・子育て未来プラン骨子素案

現状(第1期)

骨子素案(第2期)

<p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>1 計画策定の背景と趣旨</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>3 計画の期間</p>	
<p>第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状</p> <p>1 統計から見た本市の現状</p> <p>(1) 人口の推移</p> <p>(2) 出生の動向</p> <p>(3) 婚姻の動向</p> <p>(4) 女性の就業状況</p> <p>(5) 人口推計</p> <p>2 子育て支援サービスなどの現状</p> <p>(1) 保育園などの現状</p> <p>(2) 子育て支援サービスの状況</p> <p>(3) 幼稚園の状況</p> <p>(4) 小学校・中学校の状況</p> <p>(5) 障害時通園施設の状況</p> <p>3 ニーズ調査結果からわかる現状</p> <p>(1) 子どもの育ちをめぐる環境</p> <p>(2) 保護者などの就労の状況</p> <p>(3) 教育・保育の利用状況と利用意向</p> <p>(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方</p> <p>(5) 育児就業を取得していない理由</p> <p>4 次世代育成支援対策行動計画の進捗状況</p> <p>(1) 施策評価の方法</p> <p>(2) 評価の総括</p> <p>(3) 基本目標別の評価</p>	
<p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 計画の基本理念</p> <p>2 基本的な視点</p> <p>3 計画の基本方針</p> <p>4 計画の体系</p>	
<p>第4章 施策の展開</p> <p>基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり</p> <p>基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援</p> <p>基本方針3 母子保健事業の充実</p> <p>基本方針4 仕事を家庭生活の両立の支援</p> <p>基本方針5 教育環境の整備</p> <p>基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備</p> <p>基本方針7 子どもの貧困対策の推進</p>	
<p>第5章 子ども・子育て支援事業</p> <p>1 教育・保育提供区域の設定</p> <p>2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策</p> <p>(1) 幼稚園・認定こども園の1号・2号認定</p> <p>(2) 保育園の2号認定</p> <p>(3) 保育園の3号認定</p> <p>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p> <p>(1)~(13) 13事業</p> <p>4 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保</p> <p>(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方</p> <p>(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画の役割と必要性</p> <p>(3) 関係機関との連携方策</p> <p>5 産後の休業及び育児就業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保</p>	
<p>第6章</p> <p>1 計画の推進体制</p> <p>2 計画の点検・評価などの進捗管理</p>	

<p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>1 計画策定の背景と趣旨</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 計画の推進体制</p> <p>5 計画の点検・評価などの進捗管理</p> <p>6 第1期計画の進捗状況</p> <p>(1) 施策評価の方法</p> <p>(2) 評価の総括</p> <p>(3) 基本目標別の評価</p>	必 指針第三・一・1
<p>第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状</p> <p>1 統計から見た本市の現状</p> <p>(1) 人口の推移</p> <p>(2) 出生の動向</p> <p>(3) 婚姻の動向(離婚のデータを追加)</p> <p>(4) 女性の就業状況</p> <p>(5) 人口推計</p> <p>2 子育て支援サービスなどの現状</p> <p>(1) 幼稚園・保育園・認定こども園などの現状</p> <p>(2) 子育て支援サービスの状況</p> <p>(虐待通告受理件数や相談件数等の追加など)</p> <p>(3) 小学校・中学校の状況</p> <p>(4) 障害時通園施設の状況</p> <p>3 各種調査結果からわかる子育て世帯の生活の現状</p> <p>(1) 子ども子育て支援事業ニーズ調査</p> <p>ア 子ども育ちをめぐる環境</p> <p>イ 保護者などの就労の状況</p> <p>ウ 教育・保育の利用状況と利用意向</p> <p>エ 小学校就学後の放課後の過ごし方</p> <p>オ 育児就業を取得していない理由</p> <p>(2) 生活実態調査からわかる子育て世帯の生活の現状</p> <p>ア 経済的状況</p> <p>イ 教育状況</p> <p>ウ 各種援助制度の認知度及び活用状況</p>	必 指針第三・一・3
<p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 計画の基本理念</p> <p>2 基本的な目標</p> <p>3 計画の基本方針</p> <p>4 計画の体系</p>	
<p>第4章 施策の展開</p> <p>基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり</p> <p>基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援</p> <p>基本方針3 母子保健事業の充実</p> <p>基本方針4 仕事を家庭生活の両立の支援</p> <p>基本方針5 教育環境の整備</p> <p>基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備</p> <p>基本方針7 子どもの貧困対策の推進</p> <p>基本方針8 子どもの権利の保障</p>	任意 次世代育成指針 任意 貧困大綱
<p>第5章 子ども・子育て支援事業</p> <p>1 教育・保育提供区域の設定</p> <p>2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策</p> <p>(1) 幼稚園・認定こども園の1号認定</p> <p>(2) 認定こども園・保育園・地域型保育事業の2号認定</p> <p>(3) 保育園・地域型保育事業の3号認定</p> <p>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p> <p>(1)~(13) 13事業</p> <p>4 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保</p> <p>(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方</p> <p>(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画の役割と必要性</p> <p>(3) 関係機関との連携方策</p> <p>5 児童虐待防止対策の充実</p>	必 指針第三・二・1 必 指針第三・二・2 必 指針第三・二・3 必 指針第三・二・4